

理由書を作成することができる方は、下記の資格を有する方に限られます。

また、介護支援専門員を除き、資格を有することが証明できるものの写しを添付してください。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

地域包括支援センターの担当職員

作業療法士

理学療法士

1 級建築士

福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者

千葉県在宅サービス事業者協議会が主催し、社団法人シルバーサービス振興会が共催する「介護保険に係る住宅改修事業者研修会」の全課程を修了した者（ただし、修了後5年以内に限る。）

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録されている増改築相談員